

船橋市身上照会事務電子計算組織等による処理に係るデータ保護要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市個人情報保護条例（平成17年船橋市条例第6号）、船橋市個人情報保護条例施行規則（平成17年船橋市規則第43号）、船橋市電子計算組織等処理データ管理規程（平成3年船橋市訓令第5号）、船橋市電子計算機室入退室管理規程（平成3年船橋市訓令第6号）及び船橋市戸籍事務電子計算組織等による処理に係るデータ保護管理要綱に定めるもののほか、身上照会事務の電子計算組織等による処理（以下「身上事務の電子計算処理」という。）に係るデータ保護に関し必要な事項を定め、これらを適正に管理することにより、電子計算組織の効率的な運営に資することを目的とする。

(対象とするデータ)

第2条 この要綱で対象とするデータの範囲は、身上事務の電子計算処理に係るデータ（以下「身上データ」という。）で入出帳票、磁気ディスク、磁気テープその他の媒体に記録するものをいう。

(処理の基本方針)

第3条 身上事務の電子計算処理に当たっては、事務の効率化を図るとともに、個人情報の保護に努めなければならない。

(事務処理の範囲)

第4条 身上事務の電子計算処理の範囲は、身上照会及び資格調査回答事務、身上調査、公職選挙法第11条関係事務、破産者、禁治産者、準禁治産者等の身上関連事務とする。

(職員の範囲と責務)

第5条 身上事務の電子計算処理取扱職員の範囲は、千葉地方法務局戸籍事務取扱準則第5条に規程する職員の範囲とする。

2 職員は、身上データの重要性を認識し、担当する事務の範囲を超えて取り扱ってはならない。

3 身上データを取り扱う業務に従事していた職員は、その身上データに関して知りえた内容を他に漏らしてはならない。

(身上データの保護)

第6条 身上事務の電子計算処理の入力情報は、戸籍届書に限定し、戸籍法、刑法その他の法令に定めがない事項は、入力情報の対象にしてはならない。この場合において、これによって処理される身上データが他に漏れることのないようにしなければならない。

2 身上事務の電子計算処理の内容を戸籍事務、身上等関連事務以外他の業務で利用捨てはならない。

3 身上データは、法令の定めのあるものを除き、外部に提供してはならない。

(身上データ保護管理者)

第7条 身上データの統括的管理を図るため、身上データ保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。

2 前項の保護管理者は、市民生活部戸籍住民課の職にある者をもって充てる。

(保護管理者の責務)

第8条 保護管理者は、身上データ及び関連設備機器等の状況を把握し、正常稼動するよう、適正な運営管理に努めなければならない。

(身上データ取扱責任者)

第9条 保護管理者の事務の一部取り扱わせるため、戸籍住民課の身上事務担当職員（以下「担当職員」という。）の内から、身上データ取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を指名する。

(入出力帳票の管理)

第10条 取扱責任者は、入出力帳票の磁気ディスク、磁気テープ、その他の媒体の受払い及び保管について名称、作成期日、保管期間等必要な事項を台帳に記載する等の方法により適正な措置を講じなければならない。

(磁気ファイルの管理)

第11条 取扱責任者は、身上データを記録している磁気ディスク、磁気テープ、これらに準ずる重要なファイル（以下「磁気ファイル」という。）の受払い及び保管について、名称、作成期日、保管期間等必要な事項を台帳に記録しておかなければならない。

2 取扱責任者は、磁気ファイルの削除、廃棄等についてその手順を定め、内容が他に漏れることのないよう適正な措置を講じなければならない。

3 取扱責任者は、磁気ファイルの損傷の有無等につき随時点検するものとする。

4 取扱責任者は、磁気ファイルを所定の場所に保管するものとする。

(ドキュメントの管理)

第12条 取扱責任者は、ドキュメント（プログラム説明書その他身上照会事務電子計算機器に必要な仕様書をいう。）を常に最新の状態に維持し、これを外部秘と指定するとともに所定の場所に保管する等の方法により適正な措置を講じるものとする。

(オペレーションの管理)

第13条 端末機のオペレーションは、オペレーション指示書に従い、保護管理者の承認を受けた者が複数で行わなければならない。

2 取扱責任者は、オペレーションの正確性を確保するため、オペレーション指示書とオペレーション記録とを照合するものとする。

(システムの運用)

第14条 保護管理者は、身上事務の電子計算処理の運用に際しては、個人情報について、十分かつ慎重な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、端末機の操作に際して、担当職員に対し、その者が識別できるコード（職員番号、生年月日等）及びその者の身上データを取り扱うためパスワードを設定しなければならない。

3 パスワードを管理するパスワード及び個別パスワードは、保護管理者が管理しそのコ

ードを秘密にしなければならない。

- 4 身上事務担当職員は、付与された個別パスワードを秘密にしなければならない。
- 5 保護管理者は、端末機等を受付窓口から離れた場所に設置し、来庁者、他課の職員等が入力内容を知り得ることのないように配慮しなければならない。
- 6 保護管理者は、システムの適正な運用管理に努めるとともに、必要に応じて適正な措置を講じなければならない。

(端末機の操作)

第15条 端末機の操作は、身上事務担当職員が行うものとする。

- 2 端末機の操作は、身上照会、身上調査回答等、身上関連業務に必要な場合以外に行ってはならない。
- 3 見出しデータ及び身上データを身上関連業務以外検索してはならない。

(機器及び帳票等の保管)

第16条 保護管理者及び電子計算主幹課長は、身上データの適正な管理を図るため、別表の定めるところにより、身上事務の電子計算処理に係わる機器及び帳票等を保管しなければならない。

(教育・研修の実施)

第17条 保護管理者は、身上データの機密保持及びシステムの安全対策の推進を図るための教育研修主任を置く。

- 2 前項の教育研修主任者は、担当職員に対し年1回以上の教育研修を保護管理者の同意を得て実施しなければならない。この場合において人事異動等により新規に配属された担当職員に対しては速やかにこれを実施しなければならない。

(身上データ保護会議)

第18条 身上データ保護管理の適切な管理を推進するため、身上データ保護会議(以下「会議」という。)を設置する。

- 2 会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 保護管理者
 - (2) 取扱責任者
 - (3) その他保護管理者が指名した者
- 3 会議は、保護管理者が必要に応じて招集するものとする。
- 4 会議において必要があると認めるときは、会議に関係職員を出席させて説明を求めることができる。
- 5 会議の庶務は、戸籍住民課戸籍係に置くものとする。

(台帳の保管)

第19条 保護管理者は、身上データの適正な管理を図るため、次に掲げる台帳を保管しなければならない。

- (1) 既決犯罪通知書(甲の1、甲の2、乙)綴

- (2) 公職選挙法第11条通知書綴
- (3) 民刑事項通知書綴（甲）（他市区町村からの送付分）
- (4) 民刑事項通知書綴（乙）（他市区町村からの送付分）
- (5) 身上照会書及び資格調査回答書綴
- (6) 身分異動通知書綴
- (7) 刑の消滅回答一覧表（刑の消滅回答書）綴
- (8) 裁判所コード一覧表綴
- (9) 罪名コード一覧表綴
- (10) 刑の執行状況通知書関係綴
- (11) 戸籍異動受附一覧表綴
- (12) 削除予定一覧表綴
- (13) 身分調査書綴
- (14) 身分に関する綴
- (15) 使用状況一覧表綴

（身上データの提供）

第20条 身上データは、法令の定めがあるものを除き外部に提供しないものとする。ただし、法令の定めに従い外部に提供する必要がある場合は、取扱責任者は、提供する身上データの内容、使用目的、提供方法、管理方法等についてあらかじめ保護管理者の承認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。